

・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						
現 行 地 域 防 災 計 画 第1章 総則	修正案(変更部分のみ記載)	備考				
第1節 (略) 第2節 防災の基本方策 第1 (略) 第2 防災の各段階における基本方策 1 計画的で周到な災害予防対策 (1) ~ (2) (略) (3) 日常から雪害に備えるために、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、防災訓練の充実、要配慮者**1に対する防災上の措置等により防災行動力を向上させるとともに、災害対策調査研究を推進する。 (略) 2~3 (略) 第3 (略) 第3 (略) 第4節 県内の降積雪の状況と雪害 第1 (略) 第2 社会環境の変化						
(略)						
富山県における社会環境の推移	富山県における社会環境の推移					
1980年 1990年 2000年 2010年 2015年	1980年 1990年 2000年 2010年 2015年	(各編共通)				
人 口 1,103,459人 1,120,161人 1,120,851人 1,096,367人 1,066,328人	人 口 1,103,459人 1,120,161人 1,120,851人 1,093,247人 1,066,328人	情報更新等				
人 口 密 度 259.5人 263.8人 263.9人 256.7人 251.0人	人 口 密 度 259.5人 263.8人 263.9人 <u>257.4</u> 人 251.0人	に伴う修正				
世 帯 数 291,388世帯 314,602世帯 357,574世帯 386,683世帯 391,171世帯	世 帯 数 291,388世帯 314,602世帯 357,574世帯 383,439世帯 391,171世帯					
11,863百万 10,981百万 10,594百万 11,863百万 10,981百万	震力, 使用。 7,700百万 9,519百万 10,594百万 11,863百万 10,981百万					
電力使用量 kWh kWh kWh kWh kWh	電力使用量 kWh kWh kWh kWh kWh					
上水道普及率 85.4% 89.4% 91.8% 93.2% 93.2%	上水道普及率 84.8% 89.9% 91.8% 93.2% 93.2%					
下水道普及率 16.5% <u>27.7</u> % 54.5% <u>79.6</u> % <u>83.7</u> %	下水道普及率 16.5% <u>26.2</u> % 54.5% <u>78.6</u> % <u>83.3</u> %					
固定電話加入数 <u>329</u> 千台 <u>418</u> 千台 <u>391</u> 千台 <u>280</u> 千台 177千台	固定電話加入数 <u>321</u> 千台 <u>405</u> 千台 <u>417</u> 千台 <u>294</u> 千台 177千台					
携帯電話契約数 - <u>468</u> 千件 [※] <u>890</u> 千件 1,042千件	携帯電話契約数 - <u>404</u> 千件 <u>851</u> 千件 1,042千件					
自動車保有台数 430,116台 658,594台 840,072台 876,190台 898,342台	自動車保有台数 413,872台 633,162台 839,246台 875,299台 897,193台					

現 行 地 域 防 災 計 画					修正案	(変更部分	かのみ記載	烖)		備	考		
老年人口割合	11. 18%	15. 08%	20. 76%	26. 20%	30. 5%	老年人口割合	11. 18%	15. 08%	20. 76%	26. 20%	30. 5%		
外国人登録者数	2, 125人	3,288人	9,564人	13,712人	<u>13,632</u> 人	外国人登録者数	2, 125人	3,288人	9,564人	13,712人	<u>13,695</u> 人		
※携帯電話・自動車電話の加入者数 (資料:富山県各種統計ほか) (資料:富山県各種統計ほ				〔統計ほか)									
第3 (略)													

富山県地域防災計画(雪害編)新旧対照表					
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考			
第2章 雪害予防対策 第1~2節 (略)					
第3節 都市基盤等の耐雪化 第1 (略) 第2 ライフライン施設の耐雪化 1 (略) 2 ガス施設における雪害予防対策(中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県生活環境文化部、日本海ガス、高岡ガス、(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部、(一社)富山県エルピーガス協会) (1)都市ガス及び簡易ガス (略) (2) (略) 3~5 (略) 第3~6 (略)	(1) <u>都市ガス</u>	(各編共通) ガス事業法 改正に伴う 修正			
第4節 (略)					
第5節 防災活動体制の整備 (略) 本県の防災体制づくりとして、今後も防災拠点施設や防災活動 の拠点となる庁舎等を整備するとともに、通信ネットワークの強 化による通信連絡体制の整備、緊急輸送体制や航空防災体制の整 備強化、さらには、相互応援体制の整備等による陸・海・空それ ぞれにおいて相互連携した広域的な支援体制を充実させるなど、 防災活動体制の整備に努めるものとする。	本県の防災体制づくりとして、今後も防災拠点施設や防災活動の拠点となる庁舎等を整備するとともに、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備、災害対策本部の機能の充実・強化、通信ネットワークの強化による通信連絡体制の整備、緊急輸送体制や航空防災体制の整備強化、さらには、相互応援体制の整備等による陸・海・空それぞれにおいて相互連携した広域的な支援体制を充実させるなど、防災活動体制の整備に努めるものとする。	(各編共通) 国の防災基 本計画修正 に伴う修正			
第1~第3 (略) 第4 通信連絡体制の整備 (略) 特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した 場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市 町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。 (追加)	なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等	(各編共通)			

を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報 通信関連技術の導入に努めるものとする。

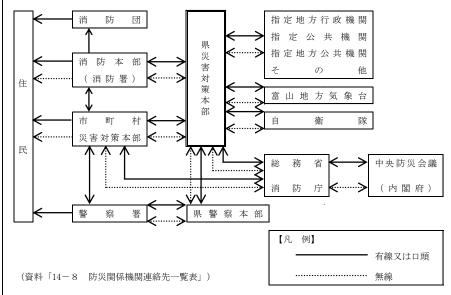
修正案 (変更部分のみ記載)

国の防災基本計画修正 に伴う修正

考

1 通信連絡系統(各防災関係機関) (略)

通信連絡系統図



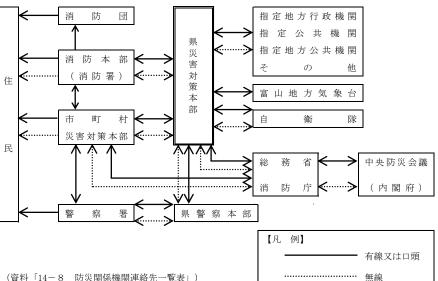
2~4 (略)

第5 業務継続体制の確保

(略)

特に、県、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。(追加)

通信連絡系統図



(各編共通) 連絡系統の 修正

市町村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から 災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を 遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に 努めるものとする。

(各編共通) 国の防災基 本計画修正 に伴う修正

第6 緊急輸送ネットワークの整備

災害に強い都市づくりを推進するためには、物資の輸送拠点施 設を確保するとともに、施設の代替性、補完性を平時から確保し ておくことが必要である。このため、県は物資等の輸送拠点施設 をあらかじめ指定しておくとともに、国、市町村及び関係機関と 連絡を密にし、震災時に都市機能が麻痺しないように、施設の代 替性の確保や多重化を推進する。

1 輸送拠点施設の確保(県関係部局)

県は、被災地外からの救援物資(水、食料、生活必需物資 等)の受入れ、管理、仕分け、搬出や積み換えを行う輸送拠 点施設をあらかじめ指定しておくとともに、震災時には輸送 拠点施設、輸送機関と緊密に連携し、救援物資の円滑な受入 れ・搬出が行えるよう体制の整備に努める。

2~5 (略)

第7 (略)

第8 相互応援体制の整備

(略)

(略) 1~2

3 防災関係機関との相互協力(県各部局、各防災関係機関) (1) 県と防災関係機関との相互協力

(略)

ア〜レ (略)

(油)

(2)(略)

(略) 4 **~** 5

- 第9 災害復旧・復興への備え
 - 1 災害廃棄物の発生への対応

(略)

国、県及び市町村等は、災害廃棄物対策に関する広域的な

修正案 (変更部分のみ記載)

県及び市町村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災 害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、 飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、 体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、国、県及び市町村は、これらを調整し、災害に対する安 全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資 輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に 支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、 指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるも のとする。

1 輸送拠点施設の確保(県関係部局、市町村)

県及び市町村は、被災地外からの救援物資(水、食料、生 活必需物資等)の受入れ、管理、仕分け、搬出や積み換えを 行う輸送拠点施設をあらかじめ指定しておくとともに、震災 時には輸送拠点施設、輸送機関と緊密に連携し、救援物資の 円滑な受入れ・搬出が行えるよう体制の整備に努める。

ロ ヤフー株式会社との協定

県とヤフー株式会社とは、平成29年4月28日に「災 害に係る情報発信等に関する協定」を締結し、災害に係 る情報の迅速な提供等に関する協力について取り決め ている。

国、県及び市町村等は、災害廃棄物対策に関する広域的な | (各編共通)

(各編共通) 国の防災基 本計画修正 に伴う修正

(各編共诵)

関係機関等 の修正

(各編共通)

協定締結に 伴う修正

富山県地域防災計画(雪害編)新旧対照表				
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考		
連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。	連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、災	国の防災基		
	害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク	本計画修正		
	(D. Waste-Net) や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホ	に伴う修正		
	ームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。			
2~3 (略)				
第6節 救援・救護体制の整備				
第1 消防体制の確立				
1 (略)				
2 救助・救急体制の整備(県 <u>知事</u> 政策局、県厚生部、県警察	2 救助・救急体制の整備(県 <u>総合</u> 政策局、県厚生部、県警察	(各編共通)		
本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村)	本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村)	組織改編に		
$(1) \sim (2)$ (略)		伴う修正		
(3) 医療機関との連携体制				
ア(略)				
イ 県は、震災時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報	イ 県は、震災時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報	(各編共通)		
を迅速に把握できるよう広域災害・救急医療情報システム	を迅速に把握できるよう広域災害・救急医療情報システム	国の防災基		
の拡充整備に努め、操作等の訓練を定期的に行うとともに、	の拡充整備に努め、操作等の訓練を定期的に行うととも	本計画修正		
無線通信設備の災害拠点病院等への整備に努める。	に、システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保	に伴う修正		
	するための非常用通信手段の確保や、無線通信設備の災害			
	拠点病院等への整備に努める。			
第2 (略)				
第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保		/ At / = 11 NT \		
1 緊急避難場所・避難道路の確保(県 <u>知事</u> 政策局、	1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保(県 <u>総合</u> 政策局、	(各編共通)		
県土木部、市町村)	県土木部、市町村) 	組織改編に		
(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保		伴う修正		
ア (略)				
イ 指定避難所における施設、設備の整備	ナロナルト セクルサニア・ハックルサルロッチバチャル	/ 友 <i>4</i> 言 共 * 字\		
市町村は、指定避難所において避難住民の生活を確保	市町村は、指定避難所において避難住民の生活を確保	(各編共通)		
するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。	するため、あらかじめ、必要な機能を整理し、次に掲げ	国の防災基		
また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援す	るような施設、設備の整備に努める。また、県において	本計画修正		
るものとする。	も、当該施設、設備等の整備を支援するものとする。	に伴う修正		
(略)				
ウ 指定避難所における運営体制の整備				
指定避難所においては、多種多様な問題が発生するこ				
とが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設				
置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ご				

	火計画(当音編) 新旧刈照衣	
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
との実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものと		
し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営		
管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住		
民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を		
運営できるように配慮するよう努めるものとする。		
(追加)	なお、市町村は、指定管理施設が指定避難所となって	(各編共通)
	いる場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に	国の防災基
	関する役割分担等を定めるよう努める。	本計画修正
	また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好	に伴う修正
	な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期	
	的な情報交換に努める。	
(略)		
$(2) \sim (4)$ (略)		
2~5 (略)		
第4~6 (略)		
第7~8節 (略)		
第9節 防災行動力の向上		
第1 防災意識の高揚		
(略)		
	0. 周日に分子では火を使みずる。	/ 夕 /
3 県民に対する防災知識の普及(県 <u>知事</u> 政策局、県警察本部、	3 県民に対する防災知識の普及(県 <u>総合</u> 政策局、県警察本部、	(各編共通)
市町村)	市町村)	組織改編に
(略)		伴う修正
(1) (略)		
(2) 普及の内容 ア〜ウ (略)		
エ 普段からの心がけ		
	(カ) 保険・世次への加入笠の仕浜再建に向けた東前の借う	国のは巛甘
<u>(追加)</u> 才 (略)	(ク) 保険・共済への加入等の生活再建に向けた事前の備え	国の例次基本計画修正
4~6 (略)		本計画修正に伴う修正
第2 自主防災組織の強化		に仕り修正
- 1 (暗) 2 企業防災の促進(県知事政策局、市町村)	2 企業防災の促進(県総合政策局、市町村)	(各編共通)
- 二本例次の促進(ホ <u>州芋</u> 以水内、川町町)	2	(百州州大地)

修正案 (変更部分のみ記載)

組織改編に 伴う修正

(略)

さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行なうものとする。(追加)

さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、<u>県及び市町村</u>は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行なうものとする。

(各編共通) 用語の統一

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(各編共通) 国の防災基 本計画修正 に伴う修正

(略)

 $(1) \sim (3)$ (略)

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者(要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と

同上

(略)

第3~4 (略)

第5 要配慮者の安全確保

(略)

1 要配慮者対策(県知事政策局、県厚生部、市町村)

(1)避難行動要支援者の支援

ア (略)

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新す

1 要配慮者対策(県総合政策局、県厚生部、市町村)

連携して防災活動を行う。

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する

(各編共通) 組織改編に

(**各編共通**) 国の防災基

伴う修正

国の防災基本計画修正に伴う修正

	火計画 (
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
る。	とともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名	
	簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に	
	努める。	
また、市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町	 また、市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町	(各編共通)
村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童	村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童	国の防災基
委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動	委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動	本計画修正
要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支	要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町	に伴う修正
援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行	村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿	(-) -
動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否	を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難	
確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、	行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安	
名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。	否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、	
	名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。	
ウ (略)		
(2) (略)		
2 (略)		
3 外国人の安全確保対策(県観光・地域振興局、市町村)	3 外国人の安全確保対策(県総合政策局、県観光・交通・地	(各編共通)
5 作国人仍女主催体对象(朱既儿》地域派契问、问画刊	は振興局、市町村)	組織改編に
(1) (略)	场派央内、川町171/	性が修正等
(2) 災害時の支援体制の整備		
県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報		(各編共通)
の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国	伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住	国の防災基
人住民支援のボランティアの育成に努める。	民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と	本計画修正
	訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意す スパ悪がまる。	に伴う修正
(O) (m/r)	<u>る必要がある。</u>	
(3) (略)		
forter of factors (mater)		
第 10 節 (略)		

修正案 (変更部分のみ記載)

備 考

第3章雪害応急対策第1節予警報の伝達

- 第1 雪等に関する予警報の種類及び発表基準(富山地方気象 台)
 - 1 注意報の種類及び発表基準

種	類	発表基準	概要
	大雪	平地 6 時間降雪の深さ 15cm	大雪により災害が発生するおそれがあると予想され
	注意報	東部山間部 12 時間降雪の深さ 35cm	たときに発表される。
		西部南山間部 12 時間降雪の深さ 30cm	
	風雪	陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると
	注意報	西部南 12m/s 雪を伴う	予想されたときに発表される。「強風による災害」
			に加えて「雪を伴う ことによる視程障害による災害
			のおそれについても注意を呼びかける。
	なだれ	1. 24 時間降雪の深さが 90cm 以上	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想
	注意報	あった場合	されたときに発表される。
		2. 積雪が 100cm 以上あって日平均	
		気温 2℃以上の場合	
気象	着氷 (雪)	著しい着氷 (雪) が予想される場合	著しい着氷 (雪) により災害が発生するおそれがある
注意報	注意報		と予想されたときに発表される。具体的には、通信網
江尼和			や送電線などへの被害が起こるおそれのあるとき。
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 12℃以上	融雪により災害が発生するおそれがあると予想され
	注意報	2. 積雪地域の日平均気温が 9℃以上	たときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等
		かつ日平均風速が 5m/s 以上か日降水	の災害が発生するおそれがあるとき。
		量 20mm 以上	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下	霜により災害が発生するおそれがあると予想された
	注意報		ときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農
			作物への被害が起こるおそれのあるとき。
	低温	夏期:最低気温17℃以下の日が継続	低温により災害が発生するおそれがあると予想され
	注意報	冬期:最低気温-6℃以下	たときに発表される。具体的には、低温のために農作
			物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や
			破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとき。

2 警報の種類及び発表基準

ŧ	重 類	発表基準	概要
	大雪	東部南平地と西部北 6 時間降雪の深さ 30cm	大雪により重大な災害が発生するおそれ
= 4.	警報	東部北平地と西部南平地 6 時間降雪の深さ 25cm	があると予想されたときに発表される。
気象		山間部 12 時間降雪の深さ 50cm	
警報	暴風雪	陸上 20m/s, 海上 20m/s 雪を伴う	暴風により重大な災害が発生するおそれ
	警報	西部南 20m/s 雪を伴う	があると予想されたときに発表される。

1 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

記述体系の 見直しに伴 う修正

2 警報・注意報の種類及び発表基準

		/エルいては マリエス	スプル公坐子	=		
発表1	2署	富山地方気象台				
府県	予報区		富山	山県		
一次組	细分区域	東	部	西	部	
市町	対等をまとめた地域	東部南	東部北	西部北	西部南	
警	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s. 雪を	海上 20m/s 伴う	陸上 20m/s, 海上 20m/s 雪を伴う	20m/s 雪を伴う	
報	大雪	平地 6時間降雪の深さ30cm, 山間部 12時間降雪の深さ50cm	平地 6時間降雪の深さ25cm, 山間部 12時間降雪の深さ50cm	6時間降雪の深さ30cm	平地 6時間降雪の深さ25cm, 山間部 12時間降雪の深さ50cm	
	風雪(平均風速)		海上 15m/s 伴う	陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う	12m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 6時間降 山間部 12時間	雪の深さ15cm, 降雪の深さ35cm	6時間降雪の深さ15cm	平地 6時間降雪の深さ15cm, 山間部 12時間降雪の深さ30cm	
注	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上か日降水量20mm以上				
意	なだれ	 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合 				
報	低温	夏期:最低気温17℃以下の日が継続 冬期:最低気温-6℃以下				
	霜		早霜・晩霜期に最	長低気温2℃以下		
	着氷·着雪		著しい着氷(雪)が	が予想される場合		

(注) 1 注意報、警報に東部、西部の地域名を付したときの区 分は次のとおりである。

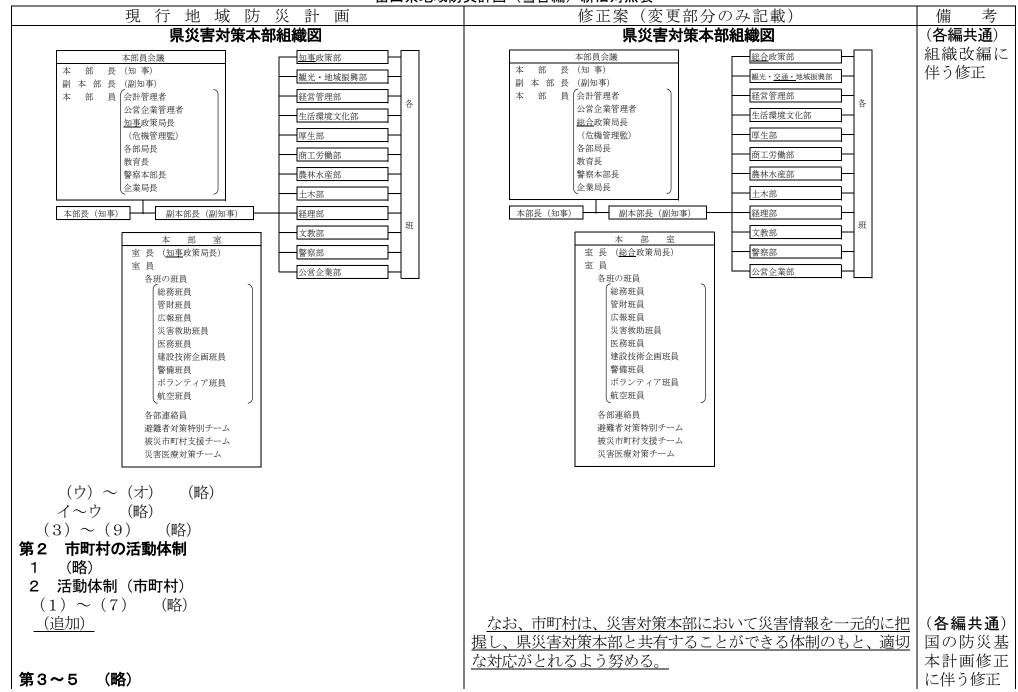
(注) 1 警報・注意報に東部、西部の地域名を付したときの区 表記の修正 分は次のとおりである。

記述体系の 見直しに伴 う修正

富山県地域防災計画(雪害編)新旧対照表				
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考		
(1) ~ (2) (略) 2 (略) 3 特別警報の種類及び発表基準 - 現象の種類 基準 - 暴風雪 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 大雪 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	_(削除)_	記述体系の 見直しに伴 う修正		
第2 伝達体制 1 伝達体制(富山地方気象台、県 <u>知事</u> 政策局、県土木部、市町村) (1)富山地方気象台は、 <u>注意報、警報</u> 等を発表、又は解除した場合は、法令及び気象予警報等伝達系統図に基づき、速やかに関係機関に伝達するものとする。 (2)県は、 <u>注意報、警報</u> 等の伝達を受けたときは、直ちに県総合防災情報システムを通じ、市町村及び県出先機関へ配信するものとする。特に必要がある場合には、防災行政無線等を利用して、直接に注意を喚起する。 (3)市町村は、 <u>注意報、警報</u> 等の伝達を受けたときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び手段等については、市町村地域防災計画に定めておくものとする。	1 伝達体制(富山地方気象台、県総合政策局、県土木部、市町村) (1)富山地方気象台は、警報・注意報等を発表、又は解除した場合は、法令及び気象予警報等伝達系統図に基づき、速やかに関係機関に伝達するものとする。 (2)県は、警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに県総合防災情報システムを通じ、市町村及び県出先機関へ配信するものとする。特に必要がある場合には、防災行政無線等を利用して、直接に注意を喚起する。 (3)市町村は、警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び手段等については、市町村地域防災計画に定めておくものとする。	(各編共通) 組織改編に 伴う修正 表記の修正		
(4) ~ (5) (略) (6) 県は、富山県防災WEBページやケーブルテレビ(各局の防災チャンネル)を通じて住民へ気象情報等の提供に努める。 なお、県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。 (略) 2~3 (略)	(6) 県は、富山県防災WEBページやケーブルテレビ(各局の防災チャンネル)を通じて住民へ気象情報等の提供に努める。 なお、県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。	国の防災基本計画修正に伴う修正		

第2節 応急活動体制

富山県地域防災計画(雪害編)新旧対照表					
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考			
第 1 県の活動体制					
知事は、県の地域に雪害が発生した場合には、防災関係機関や					
他都道府県などの協力を得て、雪害応急対策を実施するととも					
に、市町村及びその他の防災関係機関が処理する災害応急対策の					
実施を援助し、かつ、総合調整を行う責務を有する。このため、					
必要に応じて、県災害対策本部を設置し、雪害応急対策を実施す					
る。					
(追加)	県は、災害対策本部において災害情報を一元的に把握し、市町	(各編共通)			
	村災害対策本部と共有することができる体制のもと、適切な対応	国の防災基			
	<u>がとれるよう努める。</u>	本計画修正			
(略)		に伴う修正			
1 (略)					
2 県災害対策本部等の設置(県 <u>知事</u> 政策局)	2 県災害対策本部等の設置(県 <u>総合</u> 政策局)	(各編共通)			
(略)		組織改編に			
(1) (略)		伴う修正			
(2)組織					
ア本部					
(ア)~(イ) (略)					



被害項目

人的·家屋被害 総合政策部 総務班

現行地域防災計画

修正案 (変更部分のみ記載)

考

第3節 情報の収集・伝達

第1 被害状況等の収集・伝達活動

(略)

(略) 1~4

5 被害情報等の収集担当部班(室課)(県各部局)

被害情報等を収集する担当部班(室課)は次のとおりとす る。

被害項目		担 当 部 班	備考 (室課名)
人的·家屋被害	<u>知事</u> 政策部	総務班	防災・危機管理課
(略)			
鉄道施設被害	知事政策部	地域交通班	総合交通政策室
空港施設被害	知事政策部	航空政策班	総合交通政策室

空港施設被害 観光・交通・地域振興部 航空政策班 総合交通政策室

担 当 部 班

観光・交通・地域振興部 地域交通・新幹線政策班

(各編共涌) 組織改編に 伴う修正

備考(室課名)

防災・危機管理課

総合交通政策室

7 被害状況の報告(県知事政策局、市町村、各防災関係機関)

人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、 県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が 把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機 関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機 関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国(消 防庁) へ報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解 消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機関は、 それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水 道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復 旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、被災市町村 は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者な ど要配慮者の有無の把握に努める。

(追加)

(1) 災害即報

ア (略)

7 被害状況の報告(県総合政策局、市町村、各防災関係機関)

人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、 県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が 把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機 関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機 関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国(消 防庁) へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報 を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うも のとする。

(各編共诵)

同上

国の防災基 本計画修正 に伴う修正

県及び市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情 報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図 るものとする。

(各編共诵) 国の防災基 本計画修正 に伴う修正

現行地域防災計画 修正案 (変更部分のみ記載) 考 イ 市町村 市町村(防災担当課、消防本部)は、当該区域内に (ア) 市町村(防災担当課、消防本部)は、当該区域内 (各編共通) 被害が発生したときは、人的被害の状況、建築物の被 に被害が発生したときは、人的被害の状況(行方不 国の防災基 害状況及び雪崩等の発生状況等の情報を収集し、被害 本計画修正 明者の数を含む。)、建築物の被害状況及び雪崩等の 発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、 規模の把握に努め、被害が大規模であると認められる に伴う修正 ときは、被害規模及び概括的な被害情報を県災害対策 被害が大規模であると認められるときは、被害規模 本部(防災・危機管理課)に報告するとともに、119 及び概括的な被害情報を県災害対策本部(防災・危 番の通報の殺到状況についても、併せて国(総務省消 機管理課) に報告する。 防庁経由)及び県災害対策本部(防災・危機管理課) に通報する。 (略) (追加) 併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防 庁に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な 限り早く報告するものとする。 (イ) 県に報告できない場合にあっては、国(総務省消 (追加) 防庁経由) に直接報告する。 特に、行方不明者の数 については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報 であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわら ず、当該市町村の区域(海上を含む。)内で行方不明 となった者について、 づき、正確な情報の収集に努めるものとする 録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、 など住民登録の対象外の者は直接又は必要に 務省を通じて在京大使館等) に連絡するものとする (追加) (ウ)地域住民等から 119 番への通報が殺到している状 況下にあっては、直ちに国(総務省消防庁経由) び県災害対策本部(防災・危機管理課)へ同時に報 告する。 ウ (略) (2)(略) 第2 (略) 第3 広報及び広聴活動 (略) 広報活動(各防災関係機関)

	災計画(雪害編)新旧対照表	
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
(1)~(2) (略) (3)災害報道 (略) ア (略) イ 災害報道の実施 報道機関は、災害関係記事又は番組を編成して報道する場合は、耳、目の不自由な人や高齢者、在 <u>住</u> 外国人に十分配慮するよう努めるものとする。 (4) (略) 2 (略)	報道機関は、災害関係記事又は番組を編成して報道する場合は、耳、目の不自由な人や高齢者、在 <u>日</u> 外国人 <u>、</u> 訪日外国人に十分配慮するよう努めるものとする。	(各編共通) 国の防災基 本計画修正 に伴う修正
第4~6節 (略) 第7節 広域応援要請 第1 相互協力 1~3 (略) 4 他都道府県への応援・派遣(県 <u>知事</u> 政策局) 県は、他都道府県において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で応援要請がされた場合は、災害対策基本法に基づき、他都道府県に対し応援を実施するものとする。 (1)~(3) (略) 第2 応援要請 (略)	4 他都道府県への応援・派遣(県総合政策局) 県は、他都道府県において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で応援要請がされた場合は、災害対策基本法に基づき、他都道府県に対し応援を実施するものとする。なお、県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。	(各編共通) 組織改証 (各編数証 (各編財災 国の計画修 に伴う修正
1~4 (略) 5 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) (国土交通省) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) は、大規模な 自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の 把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他 災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施 することを目的として、国土交通省に設置されている。 第8節 救助・救急活動	緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。	(各編共通) 国の防災基 本計画修正 に伴う修正

富山県地域防	災計画(雪害編)新旧対照表	
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
 第1~3 (略) 第4 消防応援要請 1~5 (略) 6 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備(市町村)(略) (1)~(4) (略) (5) 野営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報 第4 (略) 第8節 医療救護活動 第1~2 (略) 	(5) <u>宿営</u> 可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給 可能場所の情報	(各編共通) 用語の修正
第3 災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣 1 (略) 2 富山県DMATの活動内容 (1)~(5) (略) <u>(追加)</u>	なお、県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。	(各編共通) 国の防災基 本計画修正 に伴う修正
第4~9 (略) 第10 被災地における保健医療の確保 1 保健医療活動従事者の確保(県厚生部) (1)~(2) (略) (追加) 2~3 (略)	(3) 県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を 円滑に行うための総合調整等に努める。	(各編共通) 国の防災基 本計画修正 に伴う修正

富山県地域防災	炎計画(雪害編)新旧対照表	
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
第 11 (略)		
第 10 節 避難活動 第 1 避難の勧告、指示及び誘導 1 避難の勧告、指示の実施責任者(市町村、県知事政策局、	1 避難の勧告、指示の実施責任者(市町村、県総合政策局、	(各編共通)
県土木部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部) 避難の勧告、指示の実施責任者は次のとおりである。実際 に勧告又は指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われ たときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。	県土木部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部)	組織改編に伴う修正
(追加) 市町村長は、勧告又は指示を行った場合、速やかに知事に	県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、 市町村に積極的に助言するものとする。	(各編共通) 国の防災基 本計画修正
報告するものとする。 (略) 2 (略) 3 避難誘導(県警察本部、市町村) (1) 市町村		に伴う修正
(略) また、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。	また、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。	(各編共通) 国の防災基 本計画修正 に伴う修正
(略) (2) ~ (4) (略) 4 (略) 第2~5 (略)		
第6 飼養動物の保護等 (略) 1 飼養されていた家庭動物の保護等(市町村、県厚生部)		
(1) (略) (2) 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、	飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市	(各編共通)

富山県地域防	災計画(雪害編)新旧対照表	
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
市町村は、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。 (略) 2 (略)	町村は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。	マニュアル 策定に伴う 修正
第1~2 (略) 第3 災害時における車両の移動等 災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は 放置車両の移動命令等の措置を行う。 1 道路管理者の措置 道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要 に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令 を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないと き又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤 去する。	1 道路管理者等の措置 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者(「道路管理者等」 という。)は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に 応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を 行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき 又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去 する。	(各編共通) 国の防災基 本計画修正 に伴う修正
(略) 2 (略) 3 公安委員会の措置 公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。 第4 (略)	公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を 行うため必要があるときは、道路管理者 <u>等</u> に対し、緊急通 行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立 ち往生車両等の移動等について要請するものとする。	(各編共通) 国の防災基 本計画修正 に伴う修正
第12 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第1 (略) 第2 食料・生活必需品の供給 1~2 (略) 3 輸送体制(各防災機関) (1) (略) (2) 他県・企業からの救援物資については、被災市町村や隣		

富山県地域防	災計画(雪害編)新旧対照表		
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備	考
接市町村の集積地の状況をみながら、県が指示する集積地			
に輸送する。			
(追加)	県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速	(各編キ	も通)
	やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとす	国の防	災基
	<u>5.</u>	本計画	
(略)		に伴う値	
(3) (略)		. 11 / 1	
4~5 (略)			
1 0 (41)			
第 13 節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策			
第 1 (略)			
第2 ごみ、災害廃棄物の処理			
1 (略)			
2 災害廃棄物処理			
県及び市町村等は、発生した災害廃棄物の種類、性状(土			
砂、ヘドロ、汚染物等)等を勘案し、その発生量を推計した			
上で、事前に策定しておいた県廃棄物処理計画及び一般廃棄			
物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づ			
き、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を			
行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処			
分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、			
廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力			
供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。			
(追加)	損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄	(各編キ	共通)
	物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとと	国の防	災基
	もに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請	本計画	
	を行うものとする。	に伴う値	
(略)		. , , , , , ,	
3 (略)			
第3~5 (略)			
VIT - VITME			
第 14~15 節 (略)			
第 16 節 ライフライン施設の応急復旧対策			
ı	ı		

	火計画 (
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備	考
(略) このため、ライフライン関係機関は、災害時における活動体制を確立し、相互に連携を保ちながら、できるかぎり早急な応急復旧対策を迅速に実施するものとする。 第1 (略) 第2 ガス施設 (略) 1 <u>都市ガス及び簡易ガス</u> 対策(中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本海ガス、高岡ガス、日本コミュニティーガス協会北陸支部) (1) ~ (4) (略) 2 (略) 第3~5 (略)	このため、ライフライン関係機関は、災害時における活動体制を確立し、相互に連携を保ちながら、できるかぎり早急な応急復旧対策を迅速に実施するものとし、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。 1 <u>都市ガス</u> 対策(中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本海ガス、高岡ガス、日本コミュニティーガス協会北陸支部)	(各編 # 国の防	*
第17節 (略) 第18節 農林水産業の被害拡大防止 第1 稲作 (県農林水産部) 降積雪情報を迅速に把握し、育苗施設や乾燥調製施設の設計基準を超えた積雪について、 <u>農業普及指導センター</u> 等を通じ除雪の 指導徹底を図る。 第2~6 (略) 第19~22節 (略)	降積雪情報を迅速に把握し、育苗施設や乾燥調製施設の設計基準を超えた積雪について、 <u>農林振興センター</u> 等を通じ除雪の指導 徹底を図る。	施設統伴う修正	

富山県地域防災計画(雪害編)新旧対照表 現行地域防災計画 修正案 (変更部分のみ記載) 備 考 第4章 雪害復旧対策 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 (略) 1~2 (略) 金の貸付け(市町村) 制度の概要 制度の概要 (平成14年11月末日現在) (平成29年10月末日現在) (各編共通) 時点の修正 区 分 概 要 区 分 概 要 根 根 ①災害弔慰金の支給 自然災害により死亡した住民の遺族に 災害弔慰金の支給 ①災害弔慰金の支給 自然災害により死亡した住民の遺族に 災害弔慰金の支給 対し、市町村が、国・県・市町村(1/2・ 等に関する法律 対し、市町村が、国・県・市町村(1/2・ 等に関する法律 1/4・1/4) の三者の負担のもとに 500 万円 第3条 1/4・1/4) の三者の負担のもとに500万円 第3条 以内の災害弔慰金を支給するもの 以内の災害弔慰金を支給するもの ②災害障害見舞金の支 自然災害により精神又は身体に障害を 災害弔慰金の支給 ②災害障害見舞金の支 自然災害により精神又は身体に障害を 災害弔慰金の支給 受けた者に対して、国・県・市町村(1/2・ 等に関する法律 受けた者に対して、国・県・市町村(1/2・ 等に関する法律 1/4・1/4) の三者の負担のもとに 250 万円 第8条 1/4・1/4) の三者の負担のもとに 250 万円 第8条 以内の災害障害見舞金を支給するもの 以内の災害障害見舞金を支給するもの ③災害援護資金の貸付 自然災害により住居や家財に被害を受 災害弔慰金の支給 ③災害援護資金の貸付 自然災害により住居や家財に被害を受 災害弔慰金の支給 け けた場合及び世帯主が負傷した場合に、そり等に関する法律 H けた場合及び世帯主が負傷した場合に、そ 等に関する法律 の世帯の生活の立て直しを目的とした貸 第10条 の世帯の生活の立て直しを目的とした貸 第10条 付制度 付制度 $(1) \sim (2)$ (略) (3) 災害援護資金 ア 貸付対象者及び貸付限度額 市町村は、条例の定めるところにより県内において災 害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災 害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。なお、貸 付対象者・限度額は次のとおりとする。

(平成14年11月末日現在)

被害の種類及び程度	金 額
(1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷	150 万円
(2) 家財等の損害	
ア 家財の1/3以上の損害	150 万円
イ 住居の半壊	170 万円
ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250 万円
エ 住居全体の滅失又は流失	350 万円
(3)(1)と(2)が重複した場合	
ア (1) と (2) のアが重複した場合	250 万円
イ(1)と(2)のイが重複した場合	270 万円
ウ(1)と(2)のウが重複した場合	350 万円
(4)次のいずれかの事由の1つに該当する場合であって、被災した住宅を建て	
直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合	
ア (2)のイの場合	250 万円
イ (2)のウの場合	350 万円
ウ (3) のイの場合	350 万円

イ 貸付条件

(ア) 所得制限

(平成16年8月1日現在)

世帯人数	市町村民税における総所得額
1人	220 万円
2人	430 万円
3人	620 万円
4人	730 万円
5人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額

ただし、その世帯の住宅が滅失した場合にあっては 1,270 万円 $(イ) \sim (オ)$ (略)

4~9 (略)

10 罹災証明書発行体制の整備(県厚生部、市町村)

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研

修正宏	(変更部分のみ記載)	
11/2 11 44		

(平成29年10月末日現在)

(各編共通) 時点の修正

被害の種類及び程度	金 額
(1)世帯主の1ヶ月以上の負傷	150 万円
(2) 家財等の損害	
ア 家財の1/3以上の損害	150 万円
イ 住居の半壊	170 万円
ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250 万円
エ 住居全体の滅失又は流失	350 万円
(3)(1)と(2)が重複した場合	
ア(1)と(2)のアが重複した場合	250 万円
イ(1)と(2)のイが重複した場合	270 万円
ウ(1)と(2)のウが重複した場合	350 万円
(4)次のいずれかの事由の1つに該当する場合であって、被災した住宅を建て	
直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合	
ア (2)のイの場合	250 万円
イ (2)のウの場合	350 万円
ウ (3)のイの場合	350 万円

(平成29年10月末日現在)

同上

世帯人数	市町村民税における総所得額
1人	220 万円
2人	430 万円
3人	620 万円
4 人	730 万円
5人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額

ただし、その世帯の住宅が滅失した場合にあっては1,270万円

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研

(各編共通) 国の防災基 本計画修正 に伴う修正

富山県地域防災計画(雪害編)新旧対照表			
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考	
修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を	修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を		
図るものと <u>する</u> 。	図るものとし、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の		
	都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制		
	の強化を図るものとする。		
	また、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書		
	の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・		
	<u>資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村</u>		
	に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわ		
	たる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのな		
	いよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検		
	討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被		
	災市町村間の調整を図るものとする。		
11~12 (略)			
第2 中小企業、農林漁業者に対する支援			
1 中小企業への融資等(県商工労働部)			
(略)			
(1)既往借入金の償還猶予、償還期間の延長			
ア 小規模企業者等設備導入資金貸付及び貸与制度の償	(削除)	(各編共通)	
還期限の延長		制度の変更	
(激甚法第 13 条の小規模企業者等設備導入資金助成		に伴う修正	
法による貸付金の償還期間等の特例)			
激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、激			
<u> 甚災害を受けた中小企業の既往の小規模企業者等設備</u>			
導入資金、小規模企業者等設備貸与制度の債務につい			
て、2年を超えない範囲で償還期限を延長する。			
<u>イ</u> 中小企業高度化資金の既往債務の償還期限の延長(激	中小企業高度化資金の既往債務の償還期限の延長(激甚災	同上	
<u> </u>	害について <u>3年以内</u>)		
$(2) \sim (3)$ (略)			
(4) 県制度融資による対応			
県の制度融資においては、経営安定資金地域産業対策枠			
により、被災中小企業の経営安定のための融資を行う。			
ア〜エ (略)			
オ 利率 年 1.70%(平成 <u>27</u> 年 <u>6</u> 月現在)	才 利率 年 1.70%(平成 <u>29</u> 年 <u>10</u> 月現在)	(各編共通)	
カ (略)		時点の修正	
(5) (略)			
2 (略)			

現行地域防災計画	由山东地域的火計画(自音補)利山对思教		
	修正案(変更部分のみ記載)	備考	
第3~4 (略) 第2節 激甚災害の指定 第1 (略) 第2 特別財政援助額の交付手続等 1~2 (略) 3 中小企業に関する特別の助成(県商工労働部) (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚法第12条) (略) (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の 償還期間等の特例(激甚法第13条) 激甚災害を受けた者が当該災害を受ける以前に貸付けを受けていた小規模企業者等設備導入資金についてその償還期限を2年以内の範囲で延長することができるものとす	修正案(変更部分のみ記載) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚法第 12条) (削除)	備 考 (各編共通) 番号の修正 (各編共通)制度に伴う修正	

※その他、全編において県の組織改編に伴い部局名を修正。